

様式4

南相馬市監査委員公表第1号

令和6年2月26日付け南相馬市監査委員公表第12号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき南相馬市長から令和6年3月19日付け5財第958号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月25日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

監査結果に係る措置通知書

小高区市民総合サービス課	
監 査 結 果 ( 指 摘 事 項 )	改 善 措 置
<p><b>1 事務関係</b></p> <p><b>市職員が従事する公共的団体の事務局で管理している現金等について、次のような不適切な管理がなされていました。</b></p> <p><b>① 詳細不明な現金が保管されていたもの。</b></p> <p>市職員が従事する公共的団体の事務局の現金等管理状況を確認したところ、手提げ金庫内に詳細不明の現金が保管されていました。</p> <p>公共的団体で管理している現金は公金ではありませんが、金庫内に詳細不明の現金等を保管することは現金取り扱いにおける事故発生リスクを高めることとなります。当該現金の取り扱いは公金と同様に適正な管理を行ってください。</p>	<p>小高区市民総合サービス課生活建設担当において、現在管理している金庫は市民交通災害共済、狂犬病予防注射用の2個あり、公金以外の保管がないよう、定期的に係内での担当者確認、係長確認の二重チェックを徹底し、再発防止策としたい。</p>

## 監査結果に係る措置通知書

税務課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>2 事務関係</b></p> <p><b>徴収税額等の引き渡し方法について見直しを要するもの。</b></p> <p>「市税等徴収嘱託員執務基準（以下「執務基準」）」は、市税等徴収嘱託員が市税等の滞納整理を体系的に、かつ、合理的に行うことにより関連事務の適正化及び徴収の向上と納税秩序の確立を目的として定めており、執務基準第6条では徴収した税額等については当日中に収納事務報告書等と併せて課長に引き渡すものと規定しています。</p> <p>しかしながら、長年にわたり徴収税額等を自宅に持ち帰り翌日課長に引き渡すという処理が一部行われていました。現時点においては現金管理に関する事故は生じていませんが、自宅に持ち帰ることにより徴収税額等の盗難・紛失のリスクがあります。直ちに徴収税額等の引き渡し方法について見直しを行い、適正な事務執行の確保に努めてください。</p>	<p>徴収嘱託員が夜間、休日等に徴収した市税等の取扱いについては、徴収業務の終了後に、課内の施錠できる耐火金庫に保管し、翌開庁日に、収納事務報告書や領収済通知書等の関係書類を添えて、課長に引き渡すように改めました。</p>